

議事（１）岡山県動物愛護センターの現状について

1 事務局から資料(p1～11)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

（１）奥田委員

資料 5 ページの「第一種動物取扱業登録件数及び業種別登録割合」と資料 6 ページ「6 特定動物の種類及び許可施設数」について、第 1 種動物取扱業は動物愛護管理法により、5 年毎に更新となっているが 5 年前と比べると、登録数や許可数は増えているのか減っているのか。

（事務局）

第一種動物取扱業登録の登録数としては、5 年前の平成 30 年度の 351 件よりも増えている。施設数も増えている。特定動物については愛玩動物として飼うことができないため増えることはないと思われる。

（奥田委員）

資料 5 ページで第一種動物取扱業登録の登録件数 425 件で、5 年前の 351 件から増えているが、どの業種が一番多いか。

（事務局）

販売業が増えている。保管業、展示業も増えている。

議事（２）岡山県動物愛護推進委員の活動について

1 事務局から資料 2 (p12～13)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

意見なし

議事（３）岡山県動物愛護管理推進計画について

1 事務局から資料 3 (p14～17)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

（１）奥田委員

（奥田委員）

資料 17 ページの表 6 特定動物飼育・保管施設監視率で、目標が 100%となっているが、岡山県独自の目標か。

現状に対する目標であれば、表5 動物取扱業施設監視のように表6についても数年間でひと通り監視するような目標としてもよいのではないか。

(事務局)

現計画策定時に設定したもので、変更するのは、次回計画改訂時になると思う。

ご意見感謝する。

(中村委員)

6 特定動物飼養・保管施設監視率のほうは、特定動物の許可数が少ないからこういった目標となったというのものもあるかもしれない。

議事（４）その他

1 委員意見及び事務局答弁

(1) 事務局

動物愛護推進委員の推薦について、これまでは基本的に市町村役場からの推薦は役場職員が推薦されていた。これは、推進員設置要綱に職員に限るといった定めがあったわけではなく、慣例として行われていた。今後は、役場職員以外の方でも推薦いただけるということを、先日開催された「令和7年度岡山県狂犬病予防業務担当者会議」で伝えた。各市町村役場に、そういった関係性を持っている方がいるかはわからないが、来年度から推薦いただければ推進委員の増加につながるかもしれませんので、お伝えする。

(國近委員)

市町村、市民でもできるということか。

(事務局)

そのとおり。